

再犯防止推進計画等検討会（第1回）議事要旨

1 日時

平成29年2月22日（水）13時15分～15時15分

2 場所

法務省 第1会議室

3 議題

- (1) 再犯防止施策の現状について
- (2) 再犯防止推進計画の案の検討の進め方について

4 資料

- 1-1 再犯防止推進計画等検討会設置要綱
- 1-2 再犯防止推進計画等検討会構成員
- 1-3 再犯防止推進計画等検討会運営細則
- 2 再犯防止施策の現状
- 3-1 「再犯防止推進計画」策定スケジュール（イメージ）
- 3-2 再犯防止推進計画の案の検討の方向性について（案）
- 3-3 再犯防止推進計画等検討会 検討テーマ
- 4 有識者資料

5 概要

事務局から、議題（1）については資料2に基づき説明を行い、議題（2）については資料3-1ないし3-3に基づき説明したところ、構成員から、原案どおり了承された。

その後、意見交換を行ったところ、有識者から、以下の要旨の発言がなされるなどした。

- 社会復帰のためには、住居や就労の確保といった物理的な支援だけでなく、人によっては、人間性を回復するための寄り添いケアが必要な場合もあるのではないかな。
- 再犯リスクの高い2年間は支援が必要であり、更生保護施設退所後も、継続した支援を実施できる枠組みを作るべきではないかな。
- 中間処遇センターとしての更生保護施設の機能強化が必要ではないかな。
- 再犯防止推進法は、特に次の2点で画期的と言えるのではないかな。
 - ・ 国、地方公共団体及び民間が一体となって取り組むべき課題として、再犯防止施策が法的に位置付けられた。
 - ・ 犯罪をした者等を重く処罰するのではなく、支援することが国民の利益になる場合があることが確認された。「最良の刑事政策とは、社会政策である。」という言葉が具現化されたとも言えるのではないかな。
- 入口支援など、刑事司法制度とそれ以外の制度の領域をどのようにつなげていくかが課題である。
- 医療・福祉を含めた地域連携支援の拠点が必要ではないかな。
- 就労について、マッチングやフォローアップ等の支援の充実が必要ではないかな。
- 協力雇用主について、雇用のみならず、職業訓練も含めて幅広く活用し、雇用ニ

ーズに対応した職業訓練を実施していくべきではないか。

- 更生保護事業法が制定された当時とは、社会状況や更生保護法人に求められる社会的役割が変わっており、更生保護事業も現在の状況に合うよう抜本的な見直しが必要ではないか。
- 国と地方公共団体との連携・情報共有が重要であり、そのための体制作りが必要ではないか。
- 高齢犯罪者の中でも、特に認知症等の病症として犯罪を繰り返す者への支援を検討すべきではないか。
- 高齢犯罪者向けの自立支援施設の創設を検討すべきではないか。
- 再犯防止推進計画の策定に当たっては、短期的な取組に加え、長期的なビジョンを持ち、省庁横断的に考えていくべきではないか。
- 再犯防止施策は、地方公共団体にとっても、課題であると考え、主体的に取り組むべきではないか。
- 保護司の活動拠点となる更生保護サポートセンターについて、地方公共団体からの支援、全国の市区町村における設置が必要ではないか。
- 更生保護サポートセンターの事務処理の負担軽減のため、国によるサポートスタッフの配置が必要ではないか。
- 青少年の健全育成が安全・安心なまちづくり、地域づくりにつながることから、更生保護と学校との連携が求められるのではないか。
- 非行少年にとって、特に中学校卒業時から18歳までは、立ち直りのために重要な期間であるが、その多くは高校を中退するなどして社会での居場所を失い、不安定な状況に置かれている。
- 協力雇用主は、犯罪者等に対して、労働の対価としての賃金を支払うだけでなく、その更生を支援していくという役割が求められているのではないか。
- 刑務所にいる受刑者等に対して、協力雇用主の存在が周知しきれていないのではないか。
- 各都道府県と就労支援事業者機構の連携強化が必要ではないか。
- 刑務所出所者等に対する指導・支援を行なうに当たっては、監視や強制力の行使があるようなものとなってはならないのではないか。
- 責任能力に問題がある者等の裁判等では、地域定着支援センターや福祉専門家等によって作成された更生支援計画書が活用されているが、これを裁判後にも、刑事施設や更生保護における処遇、あるいは出所後の福祉等にもつなぐ資料として活用できないか。
- 刑罰や更生保護の在り方を検討すべき時期にあるのではないか。
- 刑務所等で、読み書きの教育やソーシャル・スキルのトレーニング等ができれば再犯に及ばない人もいる。
- 保護司の寄り添い活動について、更なる国の支援が必要ではないか。
- 福祉支援の在り方として、①総合的・個別的、②早期的・継続的、③分権的・独創的という三原則の考え方があるが、これは、再犯防止施策を検討するに当たっても役立つのではないか。

- 矯正施設から社会復帰への仕組みづくりが必要ではないか。
- 社会への入口を支援する人（Gate-Opener）を育成することが必要ではないか。
- 本来病院に行くべき薬物依存者まで、刑務所に入ってしまったということはないか。このことが薬物事犯者の再犯率を押し上げているのではないか。
- 日本では薬物乱用の第二次予防（早期発見・早期治療）や第三次予防（社会復帰）の体制ができていないのではないか。
- 欧米では、薬物依存症対策として、治療共同体や薬物裁判所があるが、日本では刑事施設以外の受け皿が完備できていないのではないか。
- 薬物依存者の治療について、入院から外来までの一貫した治療が必要ではないか。
- 地域の精神保健福祉センターや保健所の機能強化が必要ではないか。

（以上）